

## 令和7年度 第3回社会教育委員会議次第

日 時：令和8年(2026年)1月29日(木)

15時00分～17時00分

会 場：市役所3号館 3階 301会議室

### 1 開 会

### 2 報 告

(1) 第5次横須賀市子ども読書活動推進計画についての報告

・資料1 (当日配布)

(2) 受益者負担適正化に係る市公共施設の使用料改定についての報告

・資料2-1

・資料2-2

・資料2-3

(3) 第56回関東甲信越静社会教育研究大会神奈川大会についての口頭報告

### 3 議 事

家庭教育支援について

・資料3

### 4 その他事務連絡等

※議事審議時間を多く確保するため、報告事項(2)及び(3)は議事審議後に報告いたします

## ◎ 第5次横須賀市子ども読書活動推進計画について

### 1 計画の位置付け

- 「子ども読書活動の推進に関する法律」に基づく、横須賀市における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（第1次計画は平成19年策定）
- 令和8年度からの4年間を計画期間とする第5次計画は、上位計画である横須賀市教育振興基本計画後期実施計画に統合します。さまざまな教育課題や取り組みとの一覧化により、子ども読書活動の意義や目的をより明確化します。（別紙＜教育振興基本計画の体系＞参照）

### 2 第5次計画案の概要

#### (1) これまでの検討経過

- 教育振興基本計画における後期実施計画の策定検討の分科会として、子ども読書活動推進計画検討分科会を設置。構成員は関係課を含む10人。
- 本分科会において、第5次計画の目指す姿や指標、事業内容等について検討を重ね、適宜、学識経験者からの意見聴取を行いながら計画案をまとめています。

#### 横須賀市教育振興基本計画（後期実施計画）策定検討



#### 子ども読書活動推進計画検討分科会

##### ◆ 役割

横須賀市子ども読書活動推進計画の改定について検討を行い、横須賀市教育振興基本計画（後期実施計画）における位置付けを踏まえて計画案を作成

##### ◆ 構成員

以下の関係課から推薦された職員（10人）

- 福祉子ども子育て支援課
- 健康福祉地域課
- 教育総務部教育政策課
- 教育総務部生涯学習課
- 学校教育部教育指導課
- 教育総務部中央図書館

リーダー-中央図書館長/サブリーダー-児童館館長

#### 学識経験者からの意見聴取・助言

関東学院大学社会学部 千 錦烈 教授

#### 分科会における検討経過

第1回	4月30日	・子ども読書活動推進計画の概要 ・第4次計画の振り返り
第2回	5月27日	・幼児期から小学生を対象とした取組について
第3回	6月26日	・基本方針・目標指標について
第4回	8月5日	・第5次計画における“目指す姿” ・施策の体系について
第5回	9月12日 ～22日	・第5次計画における“目指す姿” ※庁内イントラネットでの開催
第6回	10月30日	・目指す姿、目標指標について ・関連事業について

#### 学識経験者からの意見聴取・助言

関東学院大学社会学部現代社会学科 千 錦烈 教授

第1回	7月12日	・第4次計画の振り返り ・施策体系案・目標指標案
第2回	10月10日	・第5次計画の方向性 ・教育振興基本計画（後期実施計画）への統合イメージ
第3回	11月28日	・計画構成案について
第4回	1月9日	・最近の図書館の動向について ※分科会構成員、図書館職員参加

子どもの読書活動に携わる  
グループ代表者等との意見交換を実施



(4) 主な事業案

テーマ・対象	事業内容
<p>本との出会いをつなぐ取組</p> <p>【乳幼児対象】</p>	<p><u>ブックスタート事業</u></p> <p>3～4か月児健診時に絵本のプレゼントと読み聞かせ体験</p>
	<p><u>ブックリスト</u></p> <p>3歳児健診時にブックリストをプレゼント</p>
	<p><u>おはなし会</u></p> <p>本を通じた親子のコミュニケーションや子どもと本とをつなぐ機会を提供します</p>
	<p><u>市立図書館の見学会</u></p> <p>保育園・幼稚園や小学校を対象に図書館の利用方法等や読書の楽しさを伝えます</p>
<p>学校を核とした読書活動の推進</p> <p>【小学生、中学生、高校生対象】</p>	<p><u>学校図書館の利活用</u></p> <p>学校図書館の運営や活用に関する研修の充実を図るとともに、活用事例の共有を進めます</p>
	<p><u>学校図書館と市立図書館の連携及び活用</u></p> <p>電子図書館の選書や学校配送便など、学校教育での市立図書館活用を進めます</p>
<p>一人一人の多様な読書を応援する取組</p>	<p><u>子ども視点での蔵書・読書関連イベント</u></p> <p>初心者が手に取りやすい本などの充実 子どもたちに人気のテーマでのイベント開催</p>
	<p><u>市立図書館の利便性向上</u></p> <p>オンラインでの利用者登録や紙の本と電子書籍の一括検索など、より便利な図書館に向けて検討を進めます</p>
	<p><u>子どもの読書活動を支える人材の充実</u></p> <p>スキルアップを目指す講座のほか、読書会やポップ展示など、本が好きな人たちの輪が広がる取組を進めます</p>
<p>誰でも本を読むことができる環境づくり</p>	<p><u>外国語の本の充実</u></p>
	<p><u>電子図書館の利用促進</u></p> <p>文字の拡大や音声読み上げ機能など、誰もが利用しやすいコンテンツの周知を進めます</p>
	<p><u>バリアフリー図書</u>の整備・啓発</p> <p>点字図書館等との連携のもと、バリアフリー図書や機器等の周知啓発の機会をつくります</p>

<教育振興基本計画の体系>

(※変更なし)

前期実施計画体系

【案】後期実施計画体系

基本的な方針※	
1	自立心と主体性のあるより良い社会の創り手を育てます

柱	施策
1 確かな学力	1 主体的・対話的で深い学びの実現 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実
	2 学びの連続性を重視した教育の推進
	3 特色を生かした魅力ある高等学校教育の推進
2 健やかな体	4 健康の保持増進・体力の向上
	5 望ましい生活習慣の確立に向けた支援

柱	施策
1 主体的・対話的で深い学びの実現	1 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実
	2 授業力の向上
	3 学習環境の整備
	4 学びの連続性を重視した教育の推進
	5 特色を生かした魅力ある教育の推進
	6 子ども読書活動の推進
2 健やかな体の育成	7 健康の保持増進・体力の向上
	8 学校保健・学校安全・学校給食の充実

2	多様性を認め合う共生社会の担い手を育てます
---	-----------------------

3 豊かな心	6 人権教育・道徳教育の推進
	7 いじめ・暴力行為への適切な対応
4 多様な教育的ニーズへの対応	8 支援教育の推進
	9 不登校に関わる支援の充実
	10 外国につながるのある児童生徒に関わる支援の充実

3 豊かな心の育成	9 人権教育・道徳教育の推進
	10 いじめ・暴力行為への適切な対応
4 「誰も一人にさせない」学校づくり	11 支援教育の改革
	12 切れ目のない不登校支援の推進
	13 支援教育と不登校支援の一体化による支援の更なる充実
	14 外国につながるのある児童生徒に関わる支援の充実

3	生涯を通じた学びを支援します
---	----------------

5 人生100年時代の学び合い	11 子どもから高齢者まで年齢を問わず学べる機会の提供
	12 学びの成果を生かせる場の充実
6 地域の歴史・文化・自然から得る学び	13 文化遺産・自然遺産の活用と将来への継承
	14 図書館・博物館・美術館における豊かな学びの推進

5 人生100年時代の学び合い	15 子どもから高齢者まで年齢を問わず学べる機会の提供
	16 学びの成果を生かせる場の充実
6 地域の歴史・文化・自然から得る学び	17 文化遺産・自然遺産の活用と将来への継承
	18 図書館・博物館・美術館における豊かな学びの推進

4	持続可能で魅力ある教育環境を整えます
---	--------------------

7 社会変化に即した教育環境	15 学校の安全・安心の推進
	16 児童生徒の減少等に対応した学びの環境整備
	17 教育の質の向上に向けたICTの活用推進
	18 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上
	19 経済的理由に左右されない学びの機会均等
8 学び続ける教職員	20 教職員の資質・能力の向上
	21 教職員の働き方改革の推進

7 学校・家庭・地域の連携、協働の推進	19 学校・家庭・地域の連携、協働の推進
	20 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備
8 安全・安心な教育環境づくり	21 児童生徒等の安全・安心の確保
	22 児童生徒の減少等に対応した学びの環境整備
	23 安全に過ごせる環境づくり
	24 保護者負担の軽減
	25 経済的理由に左右されない学びの機会均等
9 教職員の資質・能力の向上、働き方改革の推進	26 教職員の資質・能力の向上
	27 教職員の働き方改革の推進



◎議案第 124 号 生涯学習センター条例中改正について

【生涯学習課】

1 改正の概要

- (1) 公の施設の使用料を、次の観点から見直します。
  - ・ 受益者負担（利用している人としていない人の負担割合）の適正化
  - ・ 物価高騰に伴う施設維持管理費の増加への対応
- (2) 市内の子どもが利用する際の使用料を無料とします。

2 「公の施設の使用料に関する基本方針」について

(1) 策定の背景

施設の運営には光熱費、人件費など毎年多くの費用がかかっていることや、施設の老朽化が進み、将来多額の修繕費が必要となることを踏まえ、利用している人（使用料）と利用していない人（税）の負担の考え方を整理するため、令和元年7月、「公の施設の使用料に関する基本方針」を策定しました。

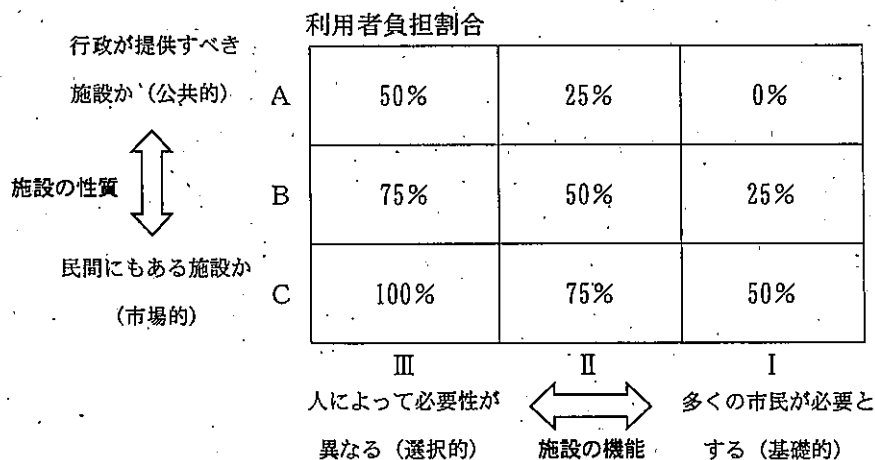
(2) 使用料の算出方法

ア 施設本来の使用料の算出

施設運営に係る維持管理経費から、面積または利用者数に応じた施設本来の料金を算出（イニシャルコストや大規模改修費は含まない。）

イ 性質別負担割合による分類

設置目的や提供サービスの種類などにより施設ごとに性質別負担割合を設定



#### ウ 使用料の調整

以上の基本的な計算方法で算出した後、以下の比較、検討を行い、使用料の金額を調整します。

- ① 同種・類似施設との比較
- ② 近隣自治体や民間施設との比較
- ③ 激変緩和措置

#### エ 駐車場使用料の算出

駐車場使用料については、近隣の民間施設や他都市類似施設などの料金とのバランス、利用実態等を考慮し、現在の料金設定と乖離がある場合は見直しを行います。

### 3 子ども利用の無料化

基本方針に基づく使用料の見直しとあわせて、子どもの居場所や体験機会を増やすため、また、子ども世代からのスポーツ振興を図るため、市内の子ども（中学生以下）が利用する際の使用料を無料とします。

（野球やサッカーなどの団体利用、貸館などの占用利用、駐輪場料金は除く。）

#### 【対象施設】

温水プール	猿島（入園料）
不入斗陸上競技場	アーチェリー・エアライフル場
トレーニング室	相撲場
弓道場	すこやかん（プール）
馬堀海岸公園水泳プール	その他の公園水泳プール
しょうぶ園	

### 4 影響額の試算（年間）

基本方針による使用料の見直しによる収入増	約 1.8 億円
子ども利用の無料化による収入減	約 △0.2 億円
計	約 1.6 億円

### 5 施行期日（改定年月日）

令和8年4月1日

## 6 各施設の使用料改定案

以下の条例改正議案を、各分科会において所管部局からご説明します。

### (1) 議案第 116 号 文化会館条例等中改正について

(条 例 名)	(所管部局)	(分 科 会)
第 1 条 文化会館条例	文化スポーツ観光部	総務分科会
第 2 条 芸術劇場条例	文化スポーツ観光部	総務分科会
第 3 条 ベイスクエア・パーキング条例	文化スポーツ観光部	総務分科会
第 4 条 コミュニティセンター条例	民生局地域支援部	民生分科会
第 5 条 健康増進センター条例	民生局健康部	民生分科会
第 6 条 勤労福祉会館条例	経済部	総務分科会
第 7 条 総合福祉会館条例	民生局福祉こども部	民生分科会
第 8 条 体育会館条例	文化スポーツ観光部	総務分科会
第 9 条 有料広場条例	建設部	都市整備分科会

### (2) 議案第 117 号 美術館条例中改正について

文化スポーツ観光部 総務分科会

### (3) 議案第 118 号 産業交流プラザ条例中改正について

経済部 総務分科会

### (4) 議案第 122 号 青少年の家条例中改正について

民生局福祉こども部 民生分科会

### (5) 議案第 124 号 生涯学習センター条例中改正について

教育委員会 環境教育分科会

### (6) 議案第 125 号 都市公園条例中改正について

建設部 都市整備分科会

## 7 生涯学習センター条例における使用料改定等について

### (1) 開館時間の見直し（第9条関係）

コロナ禍以降、夜間帯のニーズが低下しており、特に午後9時～10時の利用件数について、令和元年度は263件でしたが、令和6年度は164件（年間利用率3.9%）まで低下しているため、閉館時刻を午後10時から午後9時に変更します。

### (2) 基本方針に基づく使用料の見直し（第11条第2項関係）

基本方針では、使用料について、施設の性質により受益者負担割合を設定するとともに、「維持管理経費」を「利用時間・面積・人数など」で割り、「1㎡当たり」の単価を算出することとなっています。

基本方針に基づき使用料を算出すると現在の使用料と大きな差額が生じるものについては、「市内同種施設との比較」を行ったうえで、「激変緩和措置」として金額に応じた一定の上限倍率を乗じて使用料の調整を図りました。

### (3) 貸室名称の変更（第11条第2項関係）

「ミーティングルーム」について、ノートパソコンやWi-Fiなどが完備しており、パソコンを使った研修・会議に適した施設であることを分かりやすくするため、既存の「パソコン研修室」を「パソコン研修室A」、「ミーティングルーム」を「パソコン研修室B」に変更します。

### (4) 施行期日

令和8年4月1日

なお、使用料については、この条例の施行の日以後に使用許可申請があったものについて適用します。（※）

#### (※) 具体例

契約日 （公共施設予約システム入力日）	申請日 （使用許可申請書提出日）	適用料金	使用日
令和8年2月20日	令和8年3月31日	旧料金	令和8年4月20日
	令和8年4月1日	新料金	

## 8 新旧対照表

### (1) 第9条関係

(下線部分は改正・追加箇所)

旧	新
<p>(使用時間)</p> <p>第9条 センターの使用時間は、午前9時から午後<u>10</u>時までとする。ただし、指定管理者において特別の理由があると認めるときは、この限りではない。</p>	<p>(使用時間)</p> <p>第9条 センターの使用時間は、午前9時から午後<u>9</u>時までとする。ただし、指定管理者において特別の理由があると認めるときは、この限りではない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>

### (2) 第11条第2項関係

(下線部分は改正・追加箇所)

旧			新		
別表 (第11条第2項関係)			別表 (第11条第2項関係)		
施設	使用料 (1時間当たり)		施設	使用料 (1時間当たり)	
	市内	市外		市内	市外
市民ホール	円 <u>1,650</u>	円 <u>3,300</u>	市民ホール	円 <u>1,900</u>	円 <u>3,800</u>
パソコン研修室	<u>380</u>	<u>760</u>	パソコン研修室A	~ <u>700</u>	<u>1,400</u>
大学習室	<u>1,680</u>	<u>3,360</u>	パソコン研修室B	<u>750</u>	<u>1,500</u>
第1学習室A	<u>510</u>	<u>1,020</u>	大学習室	<u>2,000</u>	<u>4,000</u>
第1学習室B	<u>970</u>	<u>1,940</u>	第1学習室A	<u>550</u>	<u>1,100</u>
第2学習室	<u>970</u>	<u>1,940</u>	第1学習室B	<u>1,000</u>	<u>2,000</u>
第3学習室	<u>590</u>	<u>1,180</u>	第2学習室	<u>1,000</u>	<u>2,000</u>

<u>ミーティン グループ</u>	<u>740</u>	<u>1,480</u>
和室	<u>380</u>	<u>760</u>
調理講習室	<u>530</u>	<u>1,060</u>
美術工芸室	<u>610</u>	<u>1,220</u>
音楽室	<u>750</u>	<u>1,500</u>

備考

第3学習室	<u>700</u>	<u>1,400</u>
和室	<u>400</u>	<u>800</u>
調理講習室	<u>550</u>	<u>1,100</u>
美術工芸室	<u>650</u>	<u>1,300</u>
音楽室	<u>750</u>	<u>1,500</u>

備考

附 則

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

2 改正後の生涯学習センター条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、同日前に使用の許可があったものについては、なお従前の例による。

## ◎議案第116号 文化会館条例等中改正について

## 【地域コミュニティ支援課】

## 1. 改正の概要

- (1) 公の施設の使用料を、次の観点から見直します。
- ・受益者負担（利用している人としていない人の負担割合）の適正化
  - ・物価高騰に伴う施設維持管理費の増加への対応
- (2) 市内の子どもが利用する際の使用料を無料とします。

## 2 「公の施設の使用料に関する基本方針」について

## (1) 策定の背景

施設の運営には光熱費、人件費など毎年多くの費用がかかっていることや、施設の老朽化が進み、将来多額の修繕費が必要となることを踏まえ、利用している人（使用料）と利用していない人（税）の負担の考え方を整理するため、令和元年7月、「公の施設の使用料に関する基本方針」を策定しました。

## (2) 使用料の算出方法

## ア 施設本来の使用料の算出

施設運営に係る維持管理経費から、面積または利用者数に応じた施設本来の料金を算出（イニシャルコストや大規模改修費は含まない。）

## イ 性質別負担割合による分類

設置目的や提供サービスの種類などにより施設ごとに性質別負担割合を設定

		利用者負担割合		
行政が提供すべき 施設か（公共的）	A	50%	25%	0%
施設の性質 ↑↓	B	75%	50%	25%
	C	100%	75%	50%
民間にもある施設か （市場的）				
		Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ
		人によって必要性が 異なる（選択的）	施設の機能	多くの市民が必要と する（基礎的）

#### ウ 使用料の調整

以上の基本的な計算方法で算出した後、以下の比較、検討を行い、使用料の金額を調整します。

- ① 同種・類似施設との比較
- ② 近隣自治体や民間施設との比較
- ③ 激変緩和措置

#### エ 駐車場使用料の算出

駐車場使用料については、近隣の民間施設や他都市類似施設などの料金とのバランス、利用実態等を考慮し、現在の料金設定と乖離がある場合は見直しを行います。

### 3 子ども利用の無料化

基本方針に基づく使用料の見直しとあわせて、子どもの居場所や体験機会を増やすため、また、子ども世代からのスポーツ振興を図るため、市内の子ども（中学生以下）が利用する際の使用料を無料とします。

(野球やサッカーなどの団体利用、貸館などの占用利用、駐輪場料金は除く。)

#### 【対象施設】

温水プール	猿島（入園料）
不入斗陸上競技場	アーチェリー・エアライフル場
トレーニング室	相撲場
弓道場	すこやかん（プール）
馬堀海岸公園水泳プール	その他の公園水泳プール
しょうぶ園	

### 4 影響額の試算（年間）

基本方針による使用料の見直しによる収入増	約 1.8 億円
子ども利用の無料化による収入減	約 △0.2 億円
計	約 1.6 億円

### 5 施行期日（改定年月日）

令和8年4月1日

## 6 各施設の使用料改定案

以下の条例改正議案を、各分科会において所管部局からご説明します。

### (1) 議案第 116 号 文化会館条例等中改正について

(条 例 名)	(所管部局)	(分 科 会)
第 1 条 文化会館条例	文化スポーツ観光部	総務分科会
第 2 条 芸術劇場条例	文化スポーツ観光部	総務分科会
第 3 条 ベイスクエア・パーキング条例	文化スポーツ観光部	総務分科会
第 4 条 コミュニティセンター条例	民生局地域支援部	民生分科会
第 5 条 健康増進センター条例	民生局健康部	民生分科会
第 6 条 勤労福祉会館条例	経済部	総務分科会
第 7 条 総合福祉会館条例	民生局福祉こども部	民生分科会
第 8 条 体育会館条例	文化スポーツ観光部	総務分科会
第 9 条 有料広場条例	建設部	都市整備分科会

### (2) 議案第 117 号 美術館条例中改正について

文化スポーツ観光部 総務分科会

### (3) 議案第 118 号 産業交流プラザ条例中改正について

経済部 総務分科会

### (4) 議案第 122 号 青少年の家条例中改正について

民生局福祉こども部 民生分科会

### (5) 議案第 124 号 生涯学習センター条例中改正について

教育委員会 環境教育分科会

### (6) 議案第 125 号 都市公園条例中改正について

建設部 都市整備分科会

## 7 コミュニティセンター条例におけるコミュニティセンター使用料改定について

### (1) 基本方針に基づく改定及び子ども利用の無料化

基本方針に基づき、新旧対照表のとおりコミュニティセンターの使用料を改定します。

併せて、鴨居コミュニティセンターのトレーニング室を市内の子どもが利用する際の使用料を無料とします。

### (2) コミュニティセンター条例別表 新旧対照表

旧			
種別	施設 面積	使用料 (1時間当たり)	
		円	
集会所、 体育室、 集会所兼 体育室及 び体育館	301平方メートル未満のもの	市内	600
		市外	1,200
	301平方メートル以上のもの	市内	900
		市外	1,800
会議室、 学習室、 和室、多 目的室及 び軽運動 室	31平方メートル未満のもの	市内	100
		市外	200
	31平方メートル以上61平方メートル未満のもの	市内	200
		市外	400
	61平方メートル以上91平方メートル未満のもの	市内	300
		市外	600
	91平方メートル以上121平方メートル未満のもの	市内	400
		市外	800
121平方メートル以上のもの	市内	500	
	市外	1,000	
調理室、調理講習室及び調理実習室	市内	300	
	市外	600	
美術工芸室	市内	300	
	市外	600	
音楽室	市内	300	
	市外	600	
楽焼室	市内	100	
	市外	200	
トレーニング室(時間を問わず1回につき)	市内	200	
	市外	400	

備考 (略)

新(R8.4.1以降)			
種別	施設 面積	使用料 (1時間当たり)	
		円	
集会所、 体育室、 集会所兼 体育室及 び体育館	301平方メートル未満のもの	市内	700
		市外	1,400
	301平方メートル以上のもの	市内	1,100
		市外	2,200
会議室、 学習室、 和室、多 目的室及 び軽運動 室	31平方メートル未満のもの	市内	200
		市外	400
	31平方メートル以上61平方メートル未満のもの	市内	300
		市外	600
	61平方メートル以上91平方メートル未満のもの	市内	400
		市外	800
	91平方メートル以上121平方メートル未満のもの	市内	500
		市外	1,000
121平方メートル以上のもの	市内	600	
	市外	1,200	
調理室、調理講習室及び調理実習室	市内	400	
	市外	800	
美術工芸室	市内	400	
	市外	800	
音楽室	市内	400	
	市外	800	
楽焼室	市内	200	
	市外	400	
トレーニング室(時間を問わず1回につき)	市内	200	
	市外	400	

備考 (1及び2 略)

3. 市内の15歳未満の者及び中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程の生徒のトレーニング室の使用に係る使用料は、無料とする。

## ◎議案第 116 号 文化会館条例等中改正について

【文化振興課、スポーツ振興課】

## ◎議案第 117 号 美術館条例中改正について

【美術館運営課】

## 1 改正の概要

- (1) 公の施設の使用料を、次の観点から見直します。
- ・受益者負担（利用している人としていない人の負担割合）の適正化
  - ・物価高騰に伴う施設維持管理費の増加への対応
- (2) 市内の子どもが利用する際の使用料を無料とします。

## 2 「公の施設の使用料に関する基本方針」について

## (1) 策定の背景

施設の運営には光熱費、人件費など毎年多くの費用がかかっていることや、施設の老朽化が進み、将来多額の修繕費が必要となることを踏まえ、利用している人（使用料）と利用していない人（税）の負担の考え方を整理するため、令和元年7月、「公の施設の使用料に関する基本方針」を策定しました。

## (2) 使用料の算出方法

## ア 施設本来の使用料の算出

施設運営に係る維持管理経費から、面積または利用者数に応じた施設本来の料金を算出（イニシャルコストや大規模改修費は含まない。）

## イ 性質別負担割合による分類

設置目的や提供サービスの種類などにより施設ごとに性質別負担割合を設定

行政が提供すべき 施設か（公共的）		利用者負担割合			
		A	50%	25%	0%
施設の性質 ↑↓		B	75%	50%	25%
		C	100%	75%	50%
民間にもある施設か （市場的）			III 人によって必要性が 異なる（選択的）	II 施設の機能	I 多くの市民が必要と する（基礎的）

#### ウ 使用料の調整

以上の基本的な計算方法で算出した後、以下の比較、検討を行い、使用料の金額を調整します。

- ① 同種・類似施設との比較
- ② 近隣自治体や民間施設との比較
- ③ 激変緩和措置

#### エ 駐車場使用料の算出

駐車場使用料については、近隣の民間施設や他都市類似施設などの料金とのバランス、利用実態等を考慮し、現在の料金設定と乖離がある場合は見直しを行います。

### 3 子ども利用の無料化

基本方針に基づく使用料の見直しとあわせて、子どもの居場所や体験機会を増やすため、また、子ども世代からのスポーツ振興を図るため、市内の子ども（中学生以下）が利用する際の使用料を無料とします。

（野球やサッカーなどの団体利用、貸館などの占用利用、駐輪場料金は除く。）

#### 【対象施設】

温水プール	猿島（入園料）
不入斗陸上競技場	アーチェリー・エアライフル場
トレーニング室	相撲場
弓道場	すこやかん（プール）
馬堀海岸公園水泳プール	その他の公園水泳プール
しょうぶ園	

### 4 影響額の試算（年間）

基本方針による使用料の見直しによる収入増	約 1.8 億円
子ども利用の無料化による収入減	約 △0.2 億円
計	約 1.6 億円

### 5 施行期日（改定年月日）

令和8年4月1日

## 6 各施設の使用料改定案

以下の条例改正議案を、各分科会において所管部局からご説明します。

### (1) 議案第 116 号 文化会館条例等中改正について

(条 例 名)	(所管部局)	(分 科 会)
第 1 条 文化会館条例	文化スポーツ観光部	総務分科会
第 2 条 芸術劇場条例	文化スポーツ観光部	総務分科会
第 3 条 ベイスクエア・パーキング条例	文化スポーツ観光部	総務分科会
第 4 条 コミュニティセンター条例	民生局地域支援部	民生分科会
第 5 条 健康増進センター条例	健康部	民生分科会
第 6 条 勤労福祉会館条例	経済部	総務分科会
第 7 条 総合福祉会館条例	民生局福祉こども部	民生分科会
第 8 条 体育会館条例	文化スポーツ観光部	総務分科会
第 9 条 有料広場条例	建設部	都市整備分科会

### (2) 議案第 117 号 美術館条例中改正について

文化スポーツ観光部 総務分科会

### (3) 議案第 118 号 産業交流プラザ条例中改正について

経済部 総務分科会

### (4) 議案第 122 号 青少年の家条例中改正について

民生局福祉こども部 民生分科会

### (5) 議案第 124 号 生涯学習センター条例中改正について

教育委員会 環境教育分科会

### (6) 議案第 125 号 都市公園条例中改正について

建設部 都市整備分科会

## 7 文化会館条例における使用料改定について

### (1) 基本方針に基づく使用料の見直し

文化会館、はまゆう会館の使用料については、受益者負担の適正化及び物価高騰に伴う施設維持管理費の増加に対応するため、近隣自治体や民間施設との比較を行ったうえで、新料金を設定します。

また、文化会館駐車場については、近隣の民間施設の料金とのバランスを考慮し、新料金を設定します。

### ① 文化会館条例にかかる施設の使用料改定一覧

(円)

施設名	区分	単位	現料金 (円)	改定案 (円)	差額	上昇率	調整方法
文化会館	大ホール	全日	70,140	77,100	6,960	10%	・近隣自治体との比較 ・激変緩和を適用
	中ホール	全日	13,570	15,000	1,430	11%	
	展示室	全日	10,640	11,800	1,160	11%	
	市民ギャラリー①	全日	21,490	23,700	2,210	10%	
	市民ギャラリー②	全日	13,570	15,000	1,430	11%	
	第1会議室	1時間	740	900	160	22%	・激変緩和を適用
	第2会議室	1時間	610	750	140	23%	
	第3会議室	1時間	380	450	70	18%	・激変緩和を適用
	第4会議室	1時間	260	300	40	15%	
	第5会議室	1時間	510	600	90	18%	
第6会議室	1時間	380	450	70	18%		
はまゆう会館	ホール	全日	28,280	30,500	2,220	8%	・近隣自治体との比較 ・激変緩和を適用
	展示ギャラリー	全日	14,140	15,300	1,160	8%	
	多目的室	全日	10,640	11,500	860	8%	
	リハーサル室	全日	5,320	5,800	480	9%	・激変緩和を適用
	第1談話室	1時間	740	900	160	22%	
	第2談話室	1時間	740	900	160	22%	

施設名	現料金			改定案		
文化会館 駐車場	7:30~23:00	1時間まで	0	7:30~23:00	30分まで	0
		4時間まで	320		4時間まで	400
		以降30分毎	210		以降30分毎	210
	上記以外	30分毎	100	上記以外	30分毎	100

### (2) 影響額(見込み)

使用料の見直しによる収入増 約 9,394 千円

## 8 芸術劇場条例における使用料改定について

### (1) 基本方針に基づく使用料の見直し

芸術劇場の使用料については、受益者負担の適正化及び物価高騰に伴う施設維持管理費の増加に対応するため、近隣自治体や民間施設との比較を行ったうえで、新料金を設定します。

#### ① 芸術劇場条例にかかる施設の使用料改定一覧

(円)

施設名	区分	単位	現料金 (円)	改定案 (円)	差額	上昇率	調整方法
芸術劇場	大劇場	全日	269,990	296,900	26,910	10%	・近隣自治体との比較 ・激変緩和を適用
	小劇場	全日	71,280	78,500	7,220	10%	
	大リハーサル室	全日	46,150	50,700	4,550	10%	
	小リハーサル室	全日	30,680	33,800	3,120	10%	
	楽屋1、5	全日	2,930	3,200	270	9%	
	楽屋2、9、12、13	全日	6,810	7,400	590	9%	
	楽屋3、4	全日	7,850	8,600	750	10%	
	楽屋6、7	全日	5,870	6,400	530	9%	
	楽屋8	全日	8,800	9,600	800	9%	
	楽屋10、11	全日	9,850	10,800	950	10%	
	衣装室	全日	2,930	3,200	270	9%	
	楽屋A、B、D	全日	2,930	3,200	270	9%	
	楽屋C	全日	5,870	6,400	530	9%	

### (2) 影響額（見込み）

使用料の見直しによる収入増 約 13,109 千円

## 9 ベイスクエア・パーキング条例における使用料改定について

### (1) 基本方針に基づく使用料の見直し

ベイスクエア・パーキングの使用料については、近隣の民間施設の料金とのバランスを考慮し、新料金を設定しました。

#### ① ベイスクエア・パーキング条例にかかる施設の使用料改定一覧

(円)

施設名	区分	現料金			改定案		
		時間	単位	料金	時間	単位	料金
ベイスクエア・パーキング	普通自動車 (一時使用)	8:00~22:00	30分毎	210	8:00~22:00	30分毎	250
		上記以外	30分毎	100	上記以外	30分毎	100
	普通自動車 (定期使用)	全日	1月	30,800	全日	1月	33,800
		平日	1月	11,000	平日	1月	13,000
	普通自動車 (上限額)	平日	—	1,680	平日	—	2,000
		土日休日	—	2,100	土日祝日	—	2,500
	自動二輪車等 (一時使用)	—	1回24時間まで	630	—	1回24時間まで	700
	自動二輪車等 (定期使用)	全日	1月	6,600	全日	1月	7,800
	回数券	—	210円券 60枚つづり	10,500	—	250円券 60枚つづり	12,500

### (2) 影響額 (見込み)

使用料の見直しによる収入増 約 20,323 千円

## 10 体育会館条例における使用料の改定ほかについて

### (1) 基本方針に基づく使用料の見直し

体育会館の使用料については、受益者負担の適正化及び物価高騰に伴う施設維持管理費の増加に対応するため、近隣自治体や民間施設との比較を行ったうえで、新料金を設定します。

#### ① 体育会館条例にかかる施設の使用料改定一覧（市内料金・一部抜粋）

(円)

施設名	区分	単位	現料金 (円)	改定案 (円)	差額	上昇率	調整方法
総合体育会館	競技場(メイン)	3時間	6,600	7,800	1,200	18%	・近隣自治体との比較 ・市内同種施設との比較
	競技場(サブ)	3時間	3,150	3,600	450	14%	
	第1体育室	3時間	1,770	2,100	330	19%	
	第2体育室	3時間	1,770	2,100	330	19%	
	第3体育室	3時間	1,250	1,500	250	20%	
	第4体育室	3時間	1,250	1,500	250	20%	
	トレーニング室(大人)	1回	260	400	140	54%	・民間施設との比較
	トレーニング室(小人)	1回	120	0	△ 200	-	
	第1ミーティング室	1時間	1,440	1,700	260	18%	・近隣自治体との比較 ・市内同種施設との比較
	第2ミーティング室	1時間	340	400	60	18%	
	第3ミーティング室	1時間	220	300	80	36%	
	プール(大人)	1回	400	500	100	25%	・近隣自治体との比較
	プール(小人)	1回	200	0	△ 200	-	
北体育会館	競技場	3時間	3,580	4,200	620	17%	・市内同種施設との比較 ・激変緩和の適用
	小体育室	3時間	1,400	1,500	100	7%	
	プール(大人)	1回	400	500	100	25%	・近隣自治体との比較
	プール(小人)	1回	200	0	△ 200	-	
南体育会館	競技場	3時間	5,350	6,300	950	18%	・市内同種施設との比較 ・激変緩和の適用
	小体育室	3時間	1,400	1,500	100	7%	
	第1トレ室(大人)	1回	260	400	140	54%	・民間施設との比較
	第1トレ室(小人)	1回	120	0	△ 120	-	
	第2トレ室(大人)	1回	260	400	140	54%	
	第2トレ室(小人)	1回	120	0	△ 120	-	
くりはま花の国	プール(大人)	1回	400	500	100	25%	・近隣自治体との比較
	プール(小人)	1回	200	0	△ 200	-	
西体育会館	競技場	3時間	3,580	4,200	620	17%	・市内同種施設との比較 ・激変緩和の適用
	小体育室	3時間	1,400	1,500	100	7%	
佐島の丘	プール(大人)	1回	400	500	100	25%	・近隣自治体との比較
	プール(小人)	1回	200	0	△ 200	-	

#### ② 市外料金

市内料金の2倍で算出（ただし、子どものプール、トレーニング室の利用料金については400円/回）

(2) 子ども利用の無料化

市内の中学生以下の子どもが利用する際の使用料を無料とします。

(3) 影響額（見込み）

基本方針による使用料の見直しによる収入増	- 26,405 千円
子ども利用の無料化による収入減	△15,645 千円
合 計	10,760 千円

(4) その他

夏季期間における温水プールのコース専用使用については、夜間時間帯のみを可能としてきましたが、昨今の利用状況や水泳サークル等からの平日午前中の利用要望の声が寄せられていることから、利用状況や傾向に応じて、時期によるコース専用使用可能時間帯を柔軟に設定できるよう改めます。

## 11 美術館条例における常設展の観覧料の改定ほかについて

### (1) 基本方針に基づく使用料の見直し

美術館の使用料については、物価高騰に伴う施設維持管理費の増加に対応するため、近隣自治体や民間施設との比較を行ったうえで、新料金を設定します。

#### ① 使用料改定一覧

(円)

施設名	区分	単位	現料金 (円)	改定案 (円)	差額	上昇率	調整方法
美術館	常設展(一般・個人)	1回	380	450	70	18%	近隣自治体との比較 ・激変緩和を適用
	常設展(高校生、大学生、65歳以上)	1回	280	350	70	25%	
	常設展(一般・20人以上の団体)	1回	300	360	60	20%	
	常設展(高校生、大学生、65歳以上で20人以上の団体)	1回	220	280	60	27%	

### (2) 影響額 (見込み)

使用料の見直しによる収入増 約 1,047 千円

### (3) その他の改正

#### ア 開館時間の見直し

美術館の開館時間について、利用状況を踏まえ、現在は年間を通じて午後6時までとじています。これに合わせて条例を改正します。

#### 【改正前】

(ア) 6月から9月まで(土曜日を除く) 午前10時から午後7時まで

(イ) 6月から9月までの土曜日及び4月29日から5月5日まで

午前10時から午後8時まで

(ウ) 上記以外

午前10時から午後6時まで

#### 【改正後】

通年 午前10時から午後6時まで

#### イ 無料観覧日の観覧範囲の見直し

無料観覧日については、多くの方に美術館を知っていただくことを目的として、年2回開催しています。収支のバランスを考慮し、企画展を無料観覧の対象から除外します。

※ 無料観覧日：市制施行記念日に最も近い日曜日及び文化の日(11月3日)

**【改正前】**

企画展、常設展（谷内六郎館を含む）

**【改正後】**

常設展（谷内六郎館を含む）

**(4) [参考] 美術館条例施行規則の改正**

**ア 観覧者の駐車場1時間無料の廃止**

美術館を観覧された方を対象に実施していた「駐車場1時間分無料対応」を廃止します。

**【改正前】**

観覧券の交付を受けた者は駐車場使用料について減免を実施

普通自動車 1時間分 (320円)

自動二輪車及び原動機付自転車 1回分 (210円)

**【改正後】**

上記の規定を削除

なお、次に該当する場合は、現行どおり、駐車場使用料を全額免除とします。

- ・ 学校等の教育活動として利用する場合
- ・ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が利用する場合

**イ 影響額（見込み）**

「駐車場1時間分無料対応」廃止による収入増 約4,971千円

**ウ 施行期日**

令和8年4月1日

## 提言書 章立て案

### 第1章 はじめに

- ・家庭教育とは ⇒文科省HP抜粋等、公的に周知されている内容で説明
- ・社会教育ができる家庭教育支援とは ⇒社会教育法抜粋

#### 第5条

市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

#### 第1項第7号

家庭教育に関する学習機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。

- ・家庭教育支援の対象 ⇒通常、成人である保護者だが、本会議では「親子」とする。
- ・現代の家庭教育について ⇒
  - ・家庭の多様性に加え、様々な格差（経済格差、情報格差など）の影響もあり、家庭教育の困難さが増している可能性がある。
  - ・新たに重要性が増してきている、スマホ、ネット（DX、ICT）、情報リテラシー、価値観や生き方の多様性への対応が必要となっている。

### 第2章 横須賀市の現状

- ・自然豊か（海、山など） ⇒野外での実体験可能な環境があること。
- ・家庭教育支援に役立つ行政等の具体的な取り組み ⇒すでに行われている行政等の取り組み（社会教育担当部署、社会教育施設、市長部局）、委員が関わっている家庭教育支援に資する活動（PTA、ボーイスカウト、母親クラブ等）。
- ・外国につながるのある人々、子ども ⇒米軍基地関係者だけではない、様々な国籍の家庭。

### 第3章 課題

- ・情報の一元化 ⇒社会教育施設をはじめ、行政や民間も含め様々な学習機会があるが、実施者が個別バラバラに情報発信していることが多く、せっかく実施しているのに知られていないことがある。
- ・家庭教育における困りごとや、求められている家庭教育支援の内容の把握方法、数値での定量化
- ・地域、学校、行政の連携が必要だが、地域の力の低下、学校の多忙化、行政の組織の違いなどにより、家庭教育を支える取り組みの際に、一体となった連携の仕組みづくりや取組の主体（音頭取り）をどこにするかが一概に決められない。
- ・どの家庭にも届ける、届け方
  - ⇒見落としがち家庭はどのようなものがあるか。行政をはじめ、様々な情報を発信しているが、自ら情報を探さなかったり探せない環境の家庭、情報の存在を知らなかったりたどり着けなかったりする家庭にどのように届けていくか。
  - ※知ってほしい家庭に情報が必ずしも届いていない。

## 第4章 家庭教育支援のために社会教育がはたすべき役割、可能性

### ・4つの“I”

- ①Integration 統合 年代の切れ間なく支える
- ②Informal 社会教育施設・団体での学びを促す (informal 教育、nonformal 教育)
- ③Inclusion 包摂 誰も抜けることのないよう支える
- ④Information 情報 ICTを活かして情報収集・提供を行う

※手薄な部分、注力すべき部分に対して社会教育でできる可能性があるのはどのようなことか

- ・地域、学校、行政のつながり強化 ⇒社会教育だけではなく様々な分野との協力、連携。既存の方法等を紡ぎ合わせるにより、家庭教育を支援する。

### ・山岸委員の第3章の部分の基に加削

- 子育て講座・ワークショップの充実とアクセス向上
- 地域の子育て支援拠点の設置・強化と連携促進:
- 親同士のネットワーク形成支援の強化:
- 地域人材の育成と活用 (学校運営協議会の存在)
- 異文化との共存共栄に対応した支援の強化

## 第5章 展望

- ・既存の仕組みを活用・情報提供側の連携強化 ⇒既存の情報発信媒体を活用し、家庭教育支援情報の集中化や情報提供者側の「家庭教育支援」に関する意識醸成と協力
- ・知ってほしい家庭ほど情報が届いていない。どのように届けるか。
- ・well-being の観点
- ・誰も一人にさせないまち、誰一人取り残さない。

\*\*\*\*\*

目立たせたい事例は、A4 半ページほどのボリュームでトピックスとして記す方法もある。